

議第175号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	動産の除去, 建物及び土地の明渡し並びに損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、権原がないにもかかわらず、本市が所有する京都市中京区西ノ京新建町12番地の4の土地の一部の上に本市が設置した古鉄仮置場（以下「本件建物」という。）及び当該土地の一部（34.56平方メートル。以下「本件土地」という。）に、古鉄の回収等を目的として、家庭用機器等を置き、本件建物及び本件土地を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、動産の除去並びに本件建物及び本件土地の明渡しを請求したが、相手方は、本市の請求に応じようとしない。</p> <p>そこで、動産の除去、本件建物及び本件土地の明渡し並びに不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。